議案第９３号

**瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和８年１２月１日

提出者　　瑞穂町長　　山　﨑　　栄

（提案理由）

下水道法（昭和３３年法律第７９号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和５４年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）附則第１条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

瑞穂町下水道条例　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 目次　略<br><br>第1章　略<br>第1章の2　公共下水道の構造等<br>（排水施設の構造の技術上の基準）<br>第2条の2　法第7条第3項に規定する条例で定める排水施設の構造の技術上の基準は、規則で定める。<br>第2章から第6章　略<br><br>別表第1から別表第6　略<br><br>附　則<br>この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号）附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。 | 目次　略<br><br>第1章　略<br>第1章の2　公共下水道の構造等<br>（排水施設の構造の技術上の基準）<br>第2条の2　法第7条第2項に規定する条例で定める排水施設の構造の技術上の基準は、規則で定める。<br>第2章から第6章　略<br><br>別表第1から別表第6　略 |